## 整骨院・接骨院の正しいかかり方

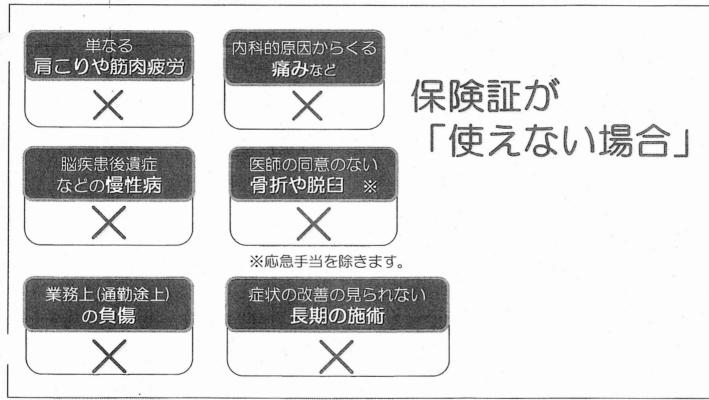
# ご存知ですか?

整骨院・接骨院で「各種保険取扱」とありますが、全てが保険の適用ではありません。

「使えない場合」と「使える場合」があります。

近年、整骨院・接骨院が皆さんの身近にあり、ご利用になる方が多くなってきていますが、施術を受ける場合、保険証が「使えないもの」と「使えるもの」とが決められています。

施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただきますようご協力をお願いいたします。



急性で外傷性の・・・

骨 (こっ	折 せつ)	



保険証が「使える場合」

※骨折・脱臼は、応急手当てを除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。



打撲(定意<)

挫傷(肉離れ) (ざしょう)

裏面に続きます

※出血を伴う外傷は除く。

### 整骨院・接骨院で国民健康保険を使うときの注意点

#### ■柔道整復師の施術を受ける際の注意事項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。

外傷性の負傷でない場合や負傷原因が労働災害・通勤災害の場合は、国民健康保険が 使えませんので、どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。 また、交通事故等の第三者による負傷で施術を受ける場合は、必ず国民健康保険課に 届出をお願いいたします。

2. 療養費支給申請書には、内容を確認してから必ずご自身で署名又は捺印してください。

療養費支給申請書の委任欄に署名する場合は、傷病名、施術日数、金額等をよく確認し、 署名しましょう。

3. 施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。

症状の改善が見られない場合、内科的要因(けがではなく、病気による痛みが原因)も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

4. 領収証は必ずもらいましょう!

平成22年9月1日以降の施術分から、領収証(保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるもの)の無償交付が義務化されました。 領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください。

#### ご協力をお願いいたします。

整骨院・接骨院で施術を受けられた月の日付に〇を記入し、大切に保管してください。 (下記の表を、受診日の確認にご利用ください。)

( ) 月に受診月を記入し、受診日にOをしましょう。															
(									)月						
18	28	3日	4⊟	58	6日	78	88	98	10日	11日	12日	13⊟	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	258	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
(							)月								
1日	28	3⊟	4⊟	58	6日	78	88	98	10日	11日	12日	13⊟	14⊟	15日	16日
17日	18⊟	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
( )月															
18	28	3⊟	48	58	68	78	88	98	10日	11日	12日	13⊟	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	258	26日	27日	28日	29日	30日	31⊟	
( )月															
18	28	3⊟	4日	58	6日	78	88	98	10日	11日	12日	13⊟	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	258	26日	27日	28日	298	30日	31日	

西宮市 国民健康保険課

コールセンター:株式会社〇〇〇〇療養費事務センター 0120-18-0231 受付時間 9:00~17:30(1・日・祝日を除く)

---